

「生駒市自治基本条例」 逐条解説 の修正（案）				資料1
条文	修正の主旨	現行	修正案	
（前文） 私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜（せん）などの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。 一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。 こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。 これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。 また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わなければなりません。 私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市－生駒市づくりに努めます。 ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。	現状に即した表記にするもの。	前文では、生駒市の特性と本条例を制定する背景や趣旨、まちづくりを行っていくうえでの基本的なルールや目指すべき自治の姿を述べています。 生駒市は、<u>自然環境の豊かさ</u>や安全な住環境、交通の利便性<u>といった住みやすさに加え</u>、歴史や伝統と最先端の顔を併せ持つ住宅都市として発展してきました。 <u>しかし昨今、高齢化の進行や財源確保の深刻化、市民ニーズや価値観の複雑化・多様化など、本市を取り巻く社会環境は年々変化する中、多岐に渡る行政課題や地域課題に対応し、生駒市を活性化していくためには、行政主体ではなく市民主体のまちづくりに取り組むことが求められています。</u> <u>本市では、市民の定住意識とともに、まちづくりへの市民意識も高く、自治会に代表される地縁組織における活動のほか、NP0 やボランティアなどテーマ型の市民活動も年々広がりを見せ、市民力の高さも本市の大きな財産であるといえます。</u> 「生駒市自治基本条例」の「自治」とは、「自ら治める」と読めるように、地域のことは地域で考え、決定し、行動することを指します。地方自治は、地域住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した団体の権限と責任において地域の行政を行う「団体自治」とで成り立っています。 本条例では、自治の担い手である市民、議会（議員）、行政（市長、職員）が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことを規定するとともに、第2条において「市民」を市内に居住する住民に限定せず、市内に通学や勤務する者、事業や活動を行う者を広く含めています。 まちづくりの主体として市政に関わり、地域コミュニティなどに参画する市民は<u>まちづくりの主役であり、「住民自治」と「団体自治」双方の責任者でもあり、主権者であるといえます。</u>また、議会（議員）も行政（市長、職員）も、生駒市としての「団体自治」を推進するための責任を負うことを、本条例において明確化しています。 このように、市民、議会、行政の3者がそれぞれの責任と役割を果たし、お互いに尊重し、協力しながら参画と協働のまちづくりに取り組み、真の市民自治の実現を目指すため、自治基本条例を制定することをこの前文において決意表明しています。	前文では、生駒市の特性とともに、生駒市自治基本条例（以下「本条例」という）を制定する背景と趣旨、まちづくりを行っていくうえでの基本的なルールや目指すべき自治の姿を述べています。 生駒市は、豊かな自然や安全な住環境、交通の利便性に恵まれ、歴史や伝統産業と最先端科学の二つの顔を併せ持つ関西屈指の住宅都市として発展してきました。 しかし昨今、人口減少や少子高齢化、地域間競争の激化など本市を取り巻く社会状況が大きく変化するとともに、価値観や生活様式の変化に伴って市民のニーズや地域課題が多様化しています。行政の予算や人員に限りがある中、複雑多岐に渡る行政課題や地域課題に応えるためには、市民が主体となってまちづくりを行うことが求められています。 生駒市民は定住志向やまちづくりへの参加意欲が高く、自治会に代表される地縁組織の活動のほか、NP0 やボランティアといったテーマ型の市民活動にも熱心です。このような市民力の高さは本市の大きな財産であり、市民活動のパワーこそが生駒市を持続可能なまちにする原動力と言えます。 「生駒市自治基本条例」の「自治」とは、「自ら治める」と読めるように、地域のことは地域で考え、決定し、行動することを指します。地方自治は、地域住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した団体（基礎自治体としての生駒市）の権限と責任において地域の行政を行う「団体自治」とで成り立っています。 本条例では、自治の担い手である市民、議会（議員）、行政（市長、職員）が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことを規定するとともに、第2条において「市民」を生駒市内に居住する住民だけでなく、市内に通学や勤務する人、活動や事業を行う個人や団体、企業等も広く含めています。 まちづくりの主体として市政に関わり、地域コミュニティなどに参画する市民は、主権者として「住民自治」と「団体自治」双方に責任を持ちます。また、議会（議員）も行政（市長、職員）も、生駒市の「団体自治」を推進する責任を負うことを、本条例で明確にしています。 このように、市民、議会、行政の3者がそれぞれの責任と役割を果たし、お互いに尊重し、協力しながら参画と協働のまちづくりに取り組み、真の市民自治の実現を目指すため、自治基本条例を制定することをこの前文において決意表明しています。	
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。 （2）市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。 （3）執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。 （4）参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの	定義を明確化するもの。	<第1号> 「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。 <第2号> 「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。 <第3号>	<第1号> 「市民」とは、地方自治法上の「住民」（生駒市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、生駒市内に勤務している人や市内に通学している人、生駒市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。 <第2号> 「市」とは、普通地方公共団体の生駒市議会及び生駒市の執行機関です。 <第3号>	

条文	修正の主旨	現行	修正案
過程に、市民が主体的にかかわることをいう。 (5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。 (6) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。		「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。なお、水道事業管理者については、地方自治法に規定する執行機関ではないですが、地方公営企業法の規定によって、独立した権限を与えられており、独自の判断により責任ある行政運営を行うべき立場にあることから、執行機関に含めることとしています。 (後略)	「執行機関」とは、 生駒 市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。なお、水道事業管理者については、地方自治法に規定する執行機関ではないですが、地方公営企業法の規定によって、独立した権限を与えられており、独自の判断により責任ある行政運営を行うべき立場にあることから、執行機関に含めることとしています。 (後略)
(情報共有及び公開) 第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。	情報共有について規定するもの。また、情報発信の手段について具体的な記述を追加するもの。	<第1項> 参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。 <第2項> また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。	<第1項> 参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報 の 提供や公開、 共有 を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。 <第2項> また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体 や手法 を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。 <u>市民は、子どもからお年寄りまで多様で、外国籍の人やなんらかの障がいがあって通常の日本語表記やアナウンスだけでは理解が難しい場合もあります。手話や「やさしい日本語」表記、フォント（字体）の工夫、字幕や読み上げソフトといった手段・手法を用いながら、幅広く情報を提供、公開、共有する努力が求められます。</u>
(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利) 第8条 18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。	18歳未満のまちづくり参画の具体例を追記するもの。	18歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。	<u>まちの将来を担うのは将来世代です。生駒市自治基本条例では18歳未満の青少年や子どもたちに、まちづくりに参画する権利を保障しています。選挙出前講座などで主権者意識を高めるとともに、まちづくりの将来像や方針の検討にあたって、ワークショップやアンケートで子どもたちの意見を積極的に集めたり、市民自治協議会を結成する際に子どもの参画を促したりすることも必要です。</u> <u>まちづくりに参画する前提として、地域や社会の現状や課題を学ぶ機会を増やし、自分たちに何ができるかを考える「シチズンシップ共育」的な取組が求められています。</u>
(議会の責務等) 第11条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。 7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。	調査機能及び法務機能の強化について、具体的な記述を追加するもの。	(前略) <第2項> 市議会は、意思決定における議論の内容及経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。 <第3項> 市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを定めています。 (中略) <第6項> <u>市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、これを支援する議会事務局の職員の配置及び資質向上、図書や資料の充実など、調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならないことを規定しています。</u> (後略)	(前略) <第2項> 市議会 に は、意思決定における議論の内容及経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。 <第3項> 市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供 及び情報共有 を行い、市民参加の推進に努めるべきことを定めています。 (中略) <第6項> <u>市議会の政策形成機能及び立法能力を高めるためには、議員及び議会事務局職員の資質向上が欠かせません。政策に関する図書や関連資料に容易にアクセスできたり、内外の他機関にネットワークを広げたり、情報検索や広報・広聴に関する研修を充実させたりするなど、調査機能や法務機能の強化が必要です。また、議会図書室と生駒市立図書館などとの連携も求められています。</u> (後略)

条文	修正の主旨	現行	修正案
（協働のまちづくりにおける市の役割） 第14条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。 2 市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う。	協働におけるまちづくりの役割について整理するもの。	<第1項> 参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスのの提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。 こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。 <第2項> 協働のまちづくりにおいては、市民、<u>市民活動団体、事業者</u>が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。	<第1項> 参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスを提供するという役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられますが、その際も地域力の向上を意識し市民の自主性を高めることが重要です。 こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割の中心を担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。 <第2項> 協働のまちづくりにおいては、市民が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。
（市の職員の責務） 第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。 3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。	「市民の立場に立って」という表現の内容を明確化するもの。	<第1項> 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すること、及び服務の根本基準を遵守して市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。 （後略）	<第1項> 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すること、及び服務の根本基準を遵守して市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。<u>市民の立場に立ってとあるのは、生活者目線を忘れず、要配慮者への配慮を怠らないということを意味します。</u>
（まちづくり参画における市の責務） 第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。	多様な市民がまちづくりに参画する権利を有していることを明記するもの。	<第1項> まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。 <第2項> 更に、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。	<第1項> まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮<u>をしたうえで、等しくまちづくりに参画する権利を保証すること</u>を市の責務としています。 <第2項> 更に、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。
（意思決定の明確化） 第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。	参考に既存の規則を引用するもの。	意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。	意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。 <u>《既存の法律など》</u> <u>【生駒市行政文書管理規則】</u> <u>（行政文書の管理の責務）</u> <u>第3条 市長は、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が果たされるよう、行政文書の適正な管理を行わなければならない。</u>

「生駒市自治基本条例」 逐条解説 の修正（案）			
資料1			
条文	修正の主旨	現行	修正案
			<u>（文書の作成）</u> 第4条 職員は、前条に定める責務を果たすため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に裏付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書(図面を含む。)を作成しなければならない。
（危機管理） 第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。	現状に即した表記にするもの。	市は、毎年各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪、<u>新型インフルエンザ</u>や大規模事故など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。 （後略）	市は、毎年各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪、新<u>興感染症</u>や大規模事故など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。 （後略）
（行政評価） 第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 市長は、市民及び専門的知識を有する者による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。	条文と解説の表記を合わせるもの。	（前略） <第3項> 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策について、市民などによる評価<u>システム</u>を構築することが重要であり、予算制度と連携した行政評価<u>システム</u>の確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。また、「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画においては、施策評価及び事務事業評価を導入します。	（前略） <第3項> 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策について、市民などによる評価<u>方法</u>を構築することが重要であり、予算制度と連携した行政評価<u>方法</u>の確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。また、「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画においては、施策評価及び事務事業評価を導入します。
（外部監査） 第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。	現状に即した表記にするもの。	市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する<u>としており、この条例施行後にその内容を検討することになります。</u>	市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理棟を監査するための執行機関として監査委員が地下れていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する<u>ことも考えられます。</u>
（市民自治の定義） 第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。	市民自治活動の定義をより明確化するもの。	（前略） <第2項> 市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。	（前略） <第2項> <u>多くの方に市民自治の概念が浸透し、より活発な市民活動につながるよう市民自治活動という文言を使用し、具体的なアクションにつながる印象を与える表現としています。</u>市民自治活動の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。
（情報への権利） 第46条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。	参考に既存の条例を引用するもの。	情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。	情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。 <u>《既存の法律など》</u> <u>【生駒市情報公開条例】</u> <u>（目的）</u> <u>第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市</u>

「生駒市自治基本条例」 逐条解説 の修正（案）				資料1
条文	修正の主旨	現行	修正案	
			等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。	
（情報共有制度） 第４７条　市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。	情報共有制度について、具体的な記述を追加するもの。また、「生駒市情報公開条例」から、よりこの解説にふさわしい条文を引用するもの。	市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。 《既存の法律など》 【生駒市情報公開条例】 <u>（目的）</u> 第１条　この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする	市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。 <u>また、市民参画によるまちづくりを一層進めるため、市が保有する各種データをオープンデータとして積極的に外部に共有する等、情報共有に向けた仕組みの構築及び運用を進め、市民による積極的なデータ活用を促すことを定めるものです。</u> 《既存の法律など》 【生駒市情報公開条例】 <u>（情報提供施策の充実）</u> 第24条　実施機関は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に利用できるよう、広報活動、行政資料の提供その他実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。	
（情報収集及び管理） 第４８条　市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。	該当箇所を適切な表現に変更するもの。 参考に既存の条例を引用するもの。	生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要ときに職員 <u>の誰も</u> が引き出せるよう情報を適正に管理しなければならないことを定めています。	生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要ときに <u>適切な</u> 職員が引き出せるよう情報を適正に管理しなければならないことを定めています。 <u>《既存の法律など》</u> <u>【生駒市情報公開条例】</u> <u>（行政文書の管理体制の整備等）</u> 第２７条　実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。 ２　実施機関は、行政文書の適切な保管及び保存、迅速な検索等に資するための行政文書の管理体制の整備を図るとともに、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。	
（個人情報の保護） 第４９条　市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。	個人情報保護法の改正に基づき、表記を変更するもの。	情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。この条例では基本的な事項を定めていますが、具体的には「 <u>生駒市個人情報保護条例</u> 」を適用します。	情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。この条例では基本的な事項を定めていますが、具体的には「 <u>個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）</u> 」と、 <u>同法に基づく「生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例」</u> を適用します。	
（他自治体住民との連携） 第５０条　市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。	「市外の人々」の定義を明確化するもの。	まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。	まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。 <u>人々の中には団体や法人、大学や専門機関も含みます。</u>	
（近隣自治体との連携） 第５１条　市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。	「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」が、「近隣自治体間で災害時における相互応援協定」に含まれるものであり、簡潔にするため削除するもの。	市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合等に加しているのをはじめ、近隣自治体間で災害時における相互応援協定の <u>締結や第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」</u> を締結しています。	市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合等に加しているのをはじめ、近隣自治体間で災害時における相互応援協定を締結しています。	